

一関市議会 総務常任委員会 記録

会議年月日	令和5年10月30日(月)			
会議時間	開会	午前11時15分	閉会	午後0時10分
場 所	第1委員会室			
出席委員	委員長 沼倉 憲二		副委員長 佐藤 幸淑	
	委員 小岩 寿一		委員 千葉 栄生	
	委員 佐々木 久助		委員 岩 渕 典仁	
	委員 武田 ユキ子		委員 千葉 幸男	
遅刻	遅刻 なし			
早退	早退 なし			
欠席委員	欠席 なし			
事務局職員	石川主査			
出席説明員	総務部長、収納課長 ほか1名			
本日の会議に 付した事件	所管事務調査 ・納税貯蓄組合のあり方の方針について ・調査項目について ・その他			
議事の経過	別紙のとおり			

総務常任委員会記録

令和5年10月30日

(午前11時15分 開会)

委員長 : ただいまの出席委員は8名であります。
全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会します。
録画、録音、写真撮影を許可しておりますので御了承願います。
本日の案件は御案内のとおりであります。
お諮りいたします。
本日の調査に当たり、総務部長の出席を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、議長を通して総務部長の出席を求めることといたします。
暫時休憩します。

(休憩 11:16~11:16)

委員長 : それでは再開します。
初めに、納税貯蓄組合のあり方の方針についてを議題とします。
当局の説明を求めます。
千葉総務部長。

総務部長 : 本日は、総務部から納税貯蓄組合のあり方の方針について報告をさせていただきます。
この納税貯蓄組合のあり方につきましては、市議会からは令和3年度、それから令和4年度予算審査特別委員会の委員長報告において、検討するよう附帯意見が出されているところであります。
このため、令和4年11月に市内の全納税貯蓄組合長に対して実施した納税貯蓄組合のあり方に関するアンケートにより意向を伺ったところでありまして、それらの結果を踏まえ、市としての対応を検討してきたところであります。
今般、令和5年10月4日に開催された一関市納税貯蓄組合連合会の役員会で今後の方針が決議されましたので、報告しようとするものであります。
それでは、収納課長から説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

委員長 : 千田収納課長。

収納課長 : それでは、私のほうから納税貯蓄組合のあり方の方針についてということで御説明申し上げます。

大きな1番の検討の経緯です。

(1)経過であります。納税貯蓄組合は金融機関がまだ少なかった昭和26年に納税貯蓄組合法が制定されて以来、連合会組織を設立し、研修などを通じて納期内納付の体制が確立され、納税への理解、納税意識の高揚、税収の確保などに多大な貢献をしてきました。

しかし、時代の変遷とともに税の徴収方法は集金制から自主納付へ、口座振替制度の普及やプライバシー保護など、納税貯蓄組合を取り巻く環境は大きく変化し、近年では組合員の減少や高齢化等により自主的に解散する組合が増加しています。

また、地域コミュニティづくりに貢献するなど、納税貯蓄組合の果たしてきた役割は大変大きなものがありますが、後継者不足などから組織の維持、運営が困難になってきています。

次に、(2)現状と課題であります。市議会からは令和3年度及び令和4年度の予算審査特別委員会の委員長報告において、納税貯蓄組合の在り方を検討するよう附帯意見が出されているところです。

このため、令和4年11月に市内の全納税貯蓄組合長に対して実施した納税貯蓄組合のあり方に関するアンケートでは、納税貯蓄組合は必要であると回答した組合長は全体の41.7%となる一方で、役割を終えた、解散を考えたほうがよいと回答した組合長は31.1%、環境が変化、在り方を変える必要があると回答した組合長は28.2%という結果となっております。

口座振替、コンビニ納付、電子マネー納付など、納税環境の整備により自主納税が浸透してきている現状において、納税の不便を補完する意味での納税貯蓄組合の役割はおおむね終えつつあるのではないかと考えられます。

また、納税貯蓄組合に交付している表彰報償費については、納税貯蓄組合に加入していない納税者から不公平感を持たれている現状にあります。

次に、(3)対応の経過であります。1点目ですが、令和5年6月30日開催の一関市納税貯蓄組合連合会役員会において、市連合会を解散するということが決議されました。

また、このときには存続を希望する単位組合については、継続できるということも併せて決議されたところです。

市連合会の方向性の基幹となる決議がこの日に行われたということとなります。

役員会では、具体的にどう進めていくのか市の方針を示してほしいという話がありましたので、次の2点目になりますが、令和5年10月4日開催の市連合会第3回役員会において、2、今後の方針の(1)から(10)を決議いただいたものでございます。

次のページに行きまして、2の今後の方針であります。①市連合会の解散時期は令和8年度末とする。

②単位組合の存続については、存続を希望する会単位組合については継続可能とする。

これは、連合体組織はなくなっても、個々の組合活動ができることとするものでございます。

③地域連合会の解散は、各地域で決議する。

④一関市納税貯蓄組合連合会補助金については、令和8年度をもって廃止する。

また、市連合会から各地域連合会に交付している育成費補助金についても、令和8年

度をもって廃止する。

(5)表彰報償費は令和6年度から令和8年度まで段階的に報償費の金額を減額し、令和8年度をもって廃止する。

減額の割合は表のとおりとなりますが、補償費の交付額を令和6年度は25%を減額し、令和7年度は50%、半額にし、令和8年度には75%減額すると。

そして、令和9年度以降はなしとするものでございます。

(6)納税表彰式については、令和6年度以降は開催しない。

これは報償費を廃止するということもあり、また、紙の表彰状は要らないというような声も多いことから、開催しないということとしたものです。

(7)事務費補助金については、納税貯蓄組合法及び一関市納税貯蓄組合事務費補助金交付規則に規定されており、組合の活動経費として必要であることから、当面は継続する。

(8)児童生徒納税作品表彰については、租税教育の一環として継続する。

(9)納税通知書配付報償費についてですが、既に全戸郵送としているため、廃止する。

これは、以前は組合長経由で配付していた組合、これは一関地域、東山地域、大東地域、あと千厩地域の一部なのですけれども、配付をお願いしておりましたので、予算化していたところなのですけれども、これはコロナ禍において全戸郵送となっております。

今後も全戸郵送を続けていくので、配付報償費を廃止するというものでございます。

(10)税報いわいの発行。

市連合会の解散に伴い、県補助金、岩手県納税貯蓄組合連合会補助金というものが、受皿がなくなるので、廃止されるため、令和8年度をもって発行をやめるというものです。

これは県の補助金を原資に印刷、発行しておりましたが、それがなくなるということで、発行をやめるということです。

以上が役員会で決議された内容となります。

次に、大きな3番の今後のスケジュールであります、(1)各単位組合への周知として、納税貯蓄組合の在り方の方針についてのお知らせを全組合長に対して数日中に送付する。

(2)市連合会総会での決議。

連合会の解散については総会で決める必要があることから、令和6年度の定期総会において市連合会の解散についての議案を提出し、議決をいただくということになります。

以上で、納税貯蓄組合のあり方の方針についての報告を終わります。

委員長：ありがとうございました。

これより、ただいま説明を受けた内容についての質疑を行います。

発言の際は挙手の上、委員長が指名した後に発言をお願いします。

武田委員。

武田委員：お疲れさまでございます。

納税貯蓄組合の在り方については、総務常任委員会でもここに記述があるとおりのようなことで検討をお願いしてきた経過がございます。

今回、このようなことをお示しいただいたことに私は高く評価をしたいというように

思っております。

そういう考え方ではありますが、これまでの経過についてちょっとお尋ねをしたいと思いますが、現在、どれぐらいの組合数があるのか。

それから、令和4年11月にアンケート調査を行ったときに、納税貯蓄組合は必要であると回答したという組合長が4割を超えているというようなことであります。

この方々の必要であるということの考え方はどのような内容だったかについてお知らせいただければありがたいというように思います。

委員長：千田収納課長。

収納課長：まず、納税貯蓄組合の数ですが、令和4年度末において463組合がございます。

そして、あと2点目のアンケート結果についての考え方ですけれども、やはり組合ごとに考え方にそれぞれ温度差があるというのはそのとおりでございます、どうしてもやって発展させていくべきだというようなことを書いていらっしゃる組合長もおりましたが、その一方で、もうやめるべきだ、今すぐにでもやめるべきだ、報償費をこんなに支出しているのもおかしい、ほかの市町村ではこんなことをしていないというようなことも書いてくる組合長もいらっしゃいました。

その中で、アンケート結果については、必要だというほうが多いことは多いのですが、解散を考えたほうがよいというのと、在り方を変えるべきだというのを合わせると、6割近くがそういうように回答しているということもありますので、そういったところを勘案して、今回の結果に至ったということでございます。

役員会の説明の中でも、やはり続けるべきだという声もありました。

一方で、やはり3年もかけないですぐやめてもいいのではないかというようなことも出ましたので、その中でどうやってすり合わせていくかということで、3年かけてなくしていきましようということで落ち着いたというようなところでございます。

委員長：武田委員。

武田委員：ちょっと立ち入った話になるし、そういったことがあれば、情報というのは届いているかどうかということにもなるかと思いますが、いずれ組合の在り方については、全戸加入で、例えば行政区単位なりというような中で全戸加入した中で、互助のような形を取りながら、期限内納付、納付率向上というようなものを生み出してきたとかというすばらしい組合が多々あったというように思います。

そういう中での運営をしてきたところをなくすことによって、例えばそういった方々への支援とか、お互い地域内での互助の精神のようなものに影響があるとか、もう少し何かこの方が必要であるというようにおっしゃられる中身で、例えばなくしたらやはりそれはそうだねと、そこをどうして補完していくかみたいなものというのが必要ないのかというのが私の案ずるところでありますので、その辺のこの情報があればお尋ねしたいと思います。

委員長：千田収納課長。

収納課長：今回、お話ししているのは連合会を解散しますということなのです。

単位組合については、事務費補助金というのは継続していきますので、もっともっと活動をこれからも続けていきたいというところについては、補助金を交付して活動を支えていくというような内容となっておりますので、やりたいところ、やめたいところがあるので、やりたいところについては、そういうように補助をしていくというようなことで支援していくという考えでございます。

委員長：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：大変お疲れさまでございます。

私からお聞きしたいのは、組合数が463組合あった中で、アンケートを取ったというところで、回答があった中で必要だということと、解散をしたほうがいいのかというパーセンテージが出ていると思うのですけれども、全組合から回答をいただけたのかどうかということをお聞きしたいのと、先ほど、続けたいところは今後も事務費補助はしてくということがございましたけれども、さらに残りたいという人たちが今後も納税の意識向上を努めようというところで、自分たちで取り組んでいくことへの補助というか、そういうことも検討されているのかどうかということをお聞かせください。

委員長：千田収納課長。

収納課長：アンケートの回答率ですが、アンケートした時点では組合員数が469だったので、それに対して回答が376でありましたので、全部ではないということです。

回答率は80.2%ということです。

それから、もう1点の組合に対する補助でございますが、今のところは事務費補助金以外には考えているものはございません。

委員長：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：この在り方については、総務でもずっと協議事項にしてきたことであって、連合会のほうでは解散するという方向に向くわけですけれども、やはり地域として納税力、納税意識を高める取組ということは市としても必要なことだと思うので、ぜひ自分たちが活発に活動したいというところには、前向きな支援をしていただけるよう申し添えておきます。

よろしく申し上げます。

委員長：岩淵典仁委員。

岩淵委員：私からは、すみません、総務常任委員会に新しく入ったので、改めてのこの質疑に

なるかもしれませんが、岩手県内の状況として、こういった組合の在り方はどういうようになっているのかをまず質問したいと思います。

委員長：千田収納課長。

収納課長：県内の納税貯蓄組合の状況についてでありますけれども、まず、組合がないというところが盛岡市、八幡平市、花巻市、北上市、平泉町などはありません。

あとその他、組合はあるのだけれども、連合会はないというようなところが釜石市、あとそれ以下、連合会を解散したところについて申し上げますけれども、令和2年度に解散したところが花巻市、西和賀町、金ケ崎町、久慈市が令和2年度に連合会を解散しておりますし、奥州市も令和2年度末に解散、それから大船渡市も令和3年6月に連合会を解散しています。

令和4年度に入ってから陸前高田市、普代村、山田町が連合会を解散しているということで、県内の納税組合、連合会というのはほとんど解散の方向に進んでいると。

残っているのが遠野市と宮古市ですが、遠野市でも補助を出しているのですけれども、それをやめる方向性でいるというようなことを聞いておりましたので、より少なくなってきたというのが現状でございます。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：方向性としてはそういうような方向だということをお聞きしました。

次は、その方向をやめる組合の人たちの今後の方針としては、一関市はこのような4年間かけての措置をされるわけですけれども、それは一般的なものなのか、そういったものを参考にしながらこのような方針が作成されたのかどうかをお尋ねいたします。

委員長：千田収納課長。

収納課長：ほかの市では、補助金をやめるときは1回でやめるというようなところが多いです。

これが一関市の場合については、表彰報償費であったり、事務費補助金の改正というのを3年前にやっているのですけれども、その改正についても、3年かけて行っているという経過がございまして、改正するには3年かけてやっていくというような流れがありましたというのが一つです。

あとは急に解散して補助金もやめますとすると、やはり組合が困るだろうということが大きいです。

先ほどもちょっと話しましたが、アンケート結果にもあるとおり、個々の納税組合の考え方というのは温度差がありますので、一気にやめるというのではなくて、経過措置を設けたというようなことがございます。

これは市連合会の吉田会長の意向でもありますので、そういったところから、経過措置を設けてやっていくというようなこととしたところでございます。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：経過についてと措置についても理解いたしましたが、次に確認ですけれども、(3)の対応の結果の中に市連合会の解散を決議とありますが、決議ということは、全会一致のことが想定されるわけですけれども、いろいろなアンケートとか先ほどの質疑等ありましたけれども、いろいろな意見があるけれども、こういったことで、組合の組織としては全会一致で決議をされたということによろしいのでしょうか。

委員長：千田収納課長。

収納課長：10月4日の役員会においては、全員が賛成ということでした。
6月30日は反対の方が2名いらっしゃいました。
なので、2対6ということ。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：考え方としては、決議というのはある程度、全会なのかなと思ったのですが、2人の不安な方々がいらっしゃって、ただ、10月4日のところでの具体的な今後の方針ということを見たときに、そういう状況であれば、その2人なのかも含めて、全員が理解をしたということで、まずは流れとしてはそのような形なのかどうかをお尋ねします。

委員長：千葉総務部長。

総務部長：今、千田収納課長からお話ししたところではありますけれども、6月の時点で解散というような方向性を出したときに、やはり細かい部分で、存続するところはどうなのかとかいろいろあった部分も踏まえて、第3回の10月の会議で、今後の方針で記載している内容をお示しして、例えば、地域連合会は解散しますが、単位組合は希望する場合は存続可能だとかというような、いろいろやり取りしている中で、全会一致といいますか、そういう方向で決められたというような認識でございますので、ある程度、廃止に向けた理解が進んだ関係で、御理解をいただいたのではないかとというような認識でございます。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：分かりました。

最後ですけれども、2ページ目の今後のスケジュールの(2)で、今度はそれらを各組合で議案を提出して議決を得るわけですけれども、同じようなことが起こるのではないかと。

トップのほうでは理解をしていたとしても、実際の組合の方にとっては、まだまだそういった不安要素があって、その部分で、こういったところがもし理解が進まなかった

場合のことというのは、どのようなことを考えられているのかお尋ねします。

委員長：千田収納課長。

収納課長：まずは役員会の中でこういうような方向性でいきますということをお示ししまして、了解も得ていますので、了解というか決議をいただいていますので、各地域の会長についての理解は得られたと、そういうように思っております。

あとは各地域の中でそれぞれの地域連合会がありますので、その中で会長なりから説明いただくことになるかと思えますけれども、その中で理解を図るような説明をまずはやっていただくというようなことになろうと思えます。

そこで否決されることもあるのかもしれませんが、もし否決されれば、例えば地域のどこかは残るとか、そういうことも場合によってはあり得るのかと。

うちの地域は連合会をやり続けますというところもあるのかもしれませんが、ただ存続していくのが難しくなってくると思えますので、補助金を連合会に対してはなくすこととしておりますので、そういったことを御説明した上で、廃止の方向に持っていくような形にしていく、こちらからは説明を申し上げて、あとはそのように理解していただくというように進めたいと思っております。

委員長：岩淵典委員。

岩淵委員：最後は組合員の方々の理解というところがあると思えますので、最後言われたように、この移行期間の中できちんと理解を進めるような、不安要素のある方に説明していくような形の進め方をさせていただきたいことを申し上げて、私からは終わります。

委員長：そのほか質疑の方はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員会：この際、委員として質疑をしたいので、暫時、副委員長と交代いたします。

副委員長：それでは、暫時、委員長の職務を行いますのでよろしくお願いいたします。
質疑を行います。

沼倉委員。

沼倉委員：納税貯蓄組合は、書いてあるとおり、大変重要な役割だったと。

ところが、すっかり時代が変わって、長いこと御苦労さまでしたというような意味合いがあると思うのだけれども、書いてあるように、口座振替とか自主納付のウエートが昔と比べてこのぐらい高まったのだというのを示していけば、役割が大体時代とともに変わってきたのだなどの捉え方があると思えますので、その辺の説明のときのデータもあるかと思えますけれども、それをお聞きしたいのと、それから、一連のこの連合会の

廃止に伴っていろいろな補助金等が廃止になりますよね。

例えば補助金の廃止はこのぐらい、表彰式はこのぐらい、一連のものでどれぐらいのその財源的にそういう決算額というか、それが削減になるのか、この2点をお伺いしたいと思います。

副委員長：千田収納課長。

収納課長：納付別の割合の推移ですけれども、今、手元にあるのは過去5年分の状況なのですけれども、口座振替、平成29年では29.0%でした。

最新のデータは令和3年度ですけれども、ここに手持ちであるのが令和3年度なのですけれども、令和3年度には29.3%と、若干上がっております。

それから、コンビニ納付ですけれども、これは平成29年度においては29.4%であったものが、令和3年度においては34.6%ということで、コンビニ納付は5%ちょっと増えているというようなことです。

それから窓口納付、銀行であるとか収納課の窓口等で納める部分、これは減少しておりますして、平成29年が41.6%であったものが、令和3年度には35.2%に減ったということでもあります。

それから、令和3年度には電子マネーもここから開始しておりますので、電子マネーというのが令和3年度には入っておりますして、令和3年度は初年度でもありますので、電子マネーでの割合は0.9%ありますが、これは今後どんどん伸びていくというように予想ができるところでございます。

それから、もう1点の予算、財源の関係ですけれども、表彰報償費については、令和4年度は1,800万円の支出をしております。

それから、事務費補助金については580万円支出しております。

それから、一関市納税貯蓄組合連合会の補助金、これについては248万円の支出をしているところでございます。

ですので、これらの分が3年後には、事務費補助金を除きますけれども、連合会補助金と報償費については削減されるというようなこととなっております。

以上です。

副委員長：沼倉委員。

沼倉委員：納税貯蓄組合、要するに納めるために、みんなから集めて納税したという大変重要な機能を果たしてきて、それが変わってきたというのは、幾らか時代の推移で分かると思いますけれども、そういうその推移を具体的に話せば、従来のやり方と時代とともに変わっていくのだなという捉え方があると思いますので、その辺は、これを見ると、文言では書いてはありますが、その辺、具体的に説明したほうがいいのではないかと思います。

それから、さっき皆さんもおっしゃったように、組合の取組で非常に熱意を持ってやっている役員の方がいるのです。

だからそういう人たちが理解を持って、やむを得ないという雰囲気を持っていくことが重要だと思いますので、今後、総会での決議が議案として出るようですけれども、各地域のそういう説明をやってもらって、次に問題が生じないように、経緯を含めて丁寧な説明をすることが重要だと思います。

せっかく民間の活力で一生懸命納税に協力してきた皆さんの気持ちを低下させないよ
うにというか、そういうのを思いやって、ひとつ取組をお願いしたいと思います。

以上です。

副委員長：それでは、進行を委員長と交代いたします。

委員長：そのほか皆さんからの質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、質疑を終了します。

以上で、納税貯蓄組合のあり方の方針についての調査を終わります。

千葉総務部長をはじめ、当局の皆さんには、お忙しいところありがとうございました。

ここで職員退席のため、暫時休憩します。

(休憩 11:51~11:52)

委員長：再開します。

次に、調査項目についてを議題とします。

常任委員会の調査活動につきましては、さきの一関市議会運営委員会において、政策提言等の実施に関する指針が示されたところであります。

当委員会につきましても、この指針に基づいて調査活動をしていくこととなりますが、今後の調査の進め方について、事務局より説明させます。

石川書記。

書記：それでは、総務常務委員会の調査活動について、今後の進め方の案について御説明いたします。

資料はタブレットに掲載してあります説明資料、今後の進め方と政策提言に向けた調査活動イメージを御覧願います。

今後の進め方(案)についても同時に御覧願います。

先ほど委員長からお話がありましたが、常任委員会の調査活動につきましては、さきの一関市議会運営委員会において、政策提言等の実施に関する指針が示されたところであります。

総務常任委員会の政策提言などへ向けた調査活動につきましては、今後はこの指針に基づき調査を行っていくこととなります。

当委員会の今後の進め方(案)について、まずは1、調査検討テーマについて、こちら

は今後の調査活動に当たり、テーマを設定するということですが、テーマの設定については、市民と議員の懇談会、市民からの請願や陳情、日常の議員活動などを通じて、常任委員会として調査したいと思う議題などを選んでいただきますようお願いいたします。

調査の項目につきましては、今回は絞らなければなりませんので、後で皆さんに提出をお願いしたいと思っておりますけれども、1人につき1項目ということでお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

次に、2、調査の進め方についてですが、調査の進め方につきましては、まず、委員から出された課題などを取りまとめます。

そして、その次にその内容を皆様で協議いたしまして、調査テーマ全体としては多くても2項目、1から2項目を決定させていただきます。

次に、調査テーマについて協議ということで、どのような方法を用いて調査していくかということで、視察、あるいは担当者の聞き取りといったことを決めまして、3の調査活動を行っていきませんが、状況に応じて2と3の繰り返しということで、聞き取り、意見交換、視察など必要な調査を行うことといたします。

それで、この進め方については、先ほど申しました調査活動のイメージで進めていきたいと思っておりますけれども、今回改選された委員もおりますけれども、流れとしましては、基本的にはこれまでの総務常任委員会で行ってこられた所管事務調査と同じような流れになりますので、お願いいたします。

次に最終的な目標になりますけれども、最終的には調査を終えまして、協議、調査後、各素案を作成しまして、提言などへ進めていきたいと思っておりますが、最終目標としましては、調査を踏まえまして、案1の政策立案を行う、案2の政策提言を行う、案3の提言などは行わず、各委員が議員としての一般質問を行うなどといったことになろうかと思っております。

これに向かって進めては参りますけれども、絶対に終わらなければならないというのではなく、次、委員会のメンバーが変わったとしても、引継ぎ事項といったような形で終わらせることも可能だということでしたので、このように進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上で説明を終わります。

委員長：それでは事務局の説明が終わりましたので、これより意見交換を行います。

発言の際は挙手の上、委員長が指名した後に発言をお願いします。

武田委員。

武田委員：発言の内容はどういうことを求められているのですか。

委員長：基本的にこのような手順で委員会としての政策提言を含めて取り組むことにしているかというような内容です。

武田委員。

武田委員：今の委員長のようなことであれば、これは当委員会だけでどうこうという話にもならず、議会全体でこれを良とすれば、この方向に沿った形で調査活動し、最終的な目標もそういった設定ということでよいのではないかと思います。

委員長：先ほど説明があったように、議会改革の指針に基づいてこれから調査活動を行うというように、説明がありましたように、各委員から一つの課題を提出いただいた後に、委員会として二つぐらいの課題に取りまとめを行って、それに必要な調査等を行って、委員会としての提言やら政策立案、あるいは、場合によっては一般質問などという取組の中で、今後、調査を進めていきたいという内容です。

したがって、当総務常任委員会でもこのとおりではありませんけれども、このような流れで2年間やってきたのではないかと思いますので、今度はこの示された指針に合わせるような取組で今後調査を行っていききたいと思いますので、ほかの常任委員会の取組も、多少は違うかもしれませんが、似たような方法で、今後、この政策提言に向けて取組があるのではないかと考えております。

武田委員。

武田委員：今のようなのが基本だと思います。

ただ、中身を一つ一つ話合いをしていく中でのテーマを1、2項目というあたりですが、最終的にはそういうことでしょうけれども、やはりいろいろな分野で課題があるわけですね。

そういったものを調査しながら、最終的には、例えば議会のほうで当局のほうに提案をしていく事案についてはこういうものだということでの1、2項目になろうかと思いますが、最初からそれだけに固執をしていくというのは無理があるのかと思いますので、それぞれ、前回もでしたが、各議員からテーマを出していただき、それをある程度調査をしながら、そして最終的には1、2項目は、そちらのほうまで進めていくと。

ほかのものについては、どういう形で、やはり当局とのすり合わせみたいなものとか、また、提言というようなものは、そういう型式張ったものでなくてもやっていくということではないかと思う。

いずれテーマの絞り方については、もう少し柔軟にやっていただければありがたいというように思っております。

委員長：ただいま、武田委員からお話がありましたように、ただいま事務局から説明を受けた内容は、大きな柱として、このような手順で進めていきたいという説明をしましたので、これに至る経過においては、柔軟な対応をしながら、提言に至らなくても、その手前で一つの成果が出てくる内容もあるかと思っておりますので、その辺は柔軟に対応していきたいと思っておりますので、いずれ今日説明した内容は、議会の指針に沿った、そういう視点からの説明をしましたので、その辺は皆さんとこれからお諮りしながら調査活動を行っていききたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そのほか御意見等ありませんか。

岩淵委員。

岩淵委員：今後の進め方の案というところの中で一つ提案ですが、調査の進め方というのは、どちらかというと、これから新たな抽出というところの調査テーマなのかなと思いますが、一つは、さきの常任委員会の単位で総務常任委員会のほうは提言をしておりますので、その提言がどのようになったのかということも、提言して終わりではなくて、その後、きちんとある意味、答弁を求めるであったりとか、再調査をするということもやりながら、新たに調査項目を進めるというようなサイクルをしていくべきではないかというのが一点と、もう一つは、3番目の最終的な目標の中の案の3のところ、各委員が議員としての一般質問を行うということになっていますが、あくまでもこれは常任委員会としての活動としての帰結としては、やはり代表質問をするということが帰結になるのかと思いますし、もちろん各委員が、例えばこうなってしまうと、一般質問するに当たって、常任委員会のある程度コンセンサスを得ながら、各議員が一般質問を行うものではないと思いますので、常任委員会としては、代表質問することはある程度コンセンサスを得ながらするということが恐らく最終的な目標なのかなと思いますので、この2点、御検討いただければなというように思います。

委員長：ありがとうございます。

既に12項目、議長に提出して、議長が市長のほうに手交というか、提言書を交付したという内容は、当然その提言で終わりではありませんので、今後、その取組状況もこの委員会の中でしっかりとフォローするというのは、これは取り組んでいきたいと思いません。

それから、2つ目の成果の取扱いですけれども、指針によると、常任委員会で代表質問するというような指針も示されておりますが、それは共通の取組ではないかと思いませんけれども、常任委員会で調査した内容を各委員が一般質問の場で発言することも制限するものではないと思いますので、その辺は、今お話のあった内容で取り組んでいきたいと思いません。

いずれ常任委員会も審議日程の関係もありますので、項目については皆さんから出してもらって、もらったものをある程度まとめながら、一定の成果に結びつくように取り組んでいきたいと思いませんので、委員長としましては、委員会の開催が結構な回数になる場合もあるかと思いませんので、ひとつよろしく対応方をお願いしたいと思いません。

今の内容のとおり取り組んでいきたいと思いませんので、よろしくお願ひします。

そのほか質疑の方ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、意見交換を終わります。

それでは、今後の調査につきましては、先ほど説明がありました事務局案のとおり進めることとして、詳細につきましては正副委員長に一任願ひたいと思いません。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。

なお、調査テーマの設定に伴い、課題等の取りまとめを行いますので、これより配付いたします様式に課題等を御記入いただきまして、11月10日金曜日までに書記まで提出いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で、調査項目についての協議を終わります。

次に、その他に入ります。

今回の委員会の開催について協議いたします。

暫時休憩します。

(休憩 12:07~12:08)

委員長 : 再開します。

今回の委員会につきましては、11月17日金曜日、臨時会議終了後に所管事務調査を行いたいと思います。

なお、調査に当たりましては、当局から総務部長の出席を求めることといたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 御異議ありませんので、さよう決しました。

議長を通じて、総務部長の出席を求めることにいたします。

以上で、その他の協議を終わります。

本日予定した案件は以上ですが、皆さんから何かありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : ほかにないようであれば、以上で本日の委員会を終了いたします。

大変御苦労さまでした。

(午後0時10分 終了)